

平成22年度第1回庄内町固定資産評価審査委員会調書

- 1 日 時 平成22年7月1日(月)午後1時30分から2時30分
- 2 場 所 庄内町役場西庁舎 第2会議室
- 3 出席者 固定資産評価審査委員会委員 遠藤 仁
 固定資産評価審査委員会委員 齋藤慎太郎
 固定資産評価審査委員会委員 佐藤 成彦
 固定資産評価審査委員会書記 樋渡 満
- ※説明員
 庄内町税務町民課長 中野 修
 庄内町税務町民課資産税係長 檜山 猛
 庄内町税務町民課主任 清原 貴広
- 4 協 議 ①審査委員会委員長の選任について
 ②その他
- 5 研 修 ①平成22年度課税の状況について
 ②「土地に対する課税」について
- 6 委員会協議内容等

説明者等	内 容
樋渡書記	<p>ごくろうさまです。総務課長の樋渡です。よろしく申し上げます。ただいまから平成22年度第1回庄内町固定資産評価審査委員会を次第に沿って進めたいと思います。税務町民課長より挨拶をお願いします。</p>
税務町民課長	<p>税務町民課長の中野です。本日は固定資産評価審査委員会にお集まりいただきありがとうございます。本日1回目の開催であります。後ほどの協議において次第には何も載せておりませんが、これは特に審査されるような申出もなくこれまでの期間を経過しているためです。今年度分の固定資産に係る協議についても現在ないですし、庄内総合支庁管内においても出ていません。しかし、この委員会は定例の会でありますので、何ものなくとも1回は固定資産にかかる現在の情勢や状況等を把握するうえでも集まって開催していきたいと考えております。</p> <p>今回は遠藤委員長より昨年から体調不良で入院し、何か集まる機会があると体力的にも容易でないことから、委員長の交替をお願いしたい旨依頼がきております。この件については後ほど皆様からご</p>

	<p>協議いただきたいと思います。</p> <p>それから、書記については本来であれば4月1日より任命されるものですが、こちら側の事務が遅くなったこともあり、委嘱を行っていない状況です。これについては、4月1日にさかのぼって本日中に辞令を作成し、会議終了後委員長より渡していただくことでお願いしたいと思います。</p>
樋渡書記	<p>ありがとうございました。次に3の協議に入ります。協議事項の説明をお願いします。</p>
税務町民課長	<p>協議については先ほどもお話ししましたが、現在委員長の遠藤仁さんより昨年の体調不良で入院して以来、体力的な面もあり今後の任務に関して委員の皆様大変ご迷惑をかけることから、委員長の職を降りたい旨の連絡がありました。こちらとしては、現在招集するような案件もないし、齋藤委員からは職務代理者としてやってもらっております。遠藤委員長よりご了承いただけるならばこのままお引受けしてもらいたいですが、どういう形がいいのか委員の皆様よりご意見いただききたいと思います。</p>
樋渡書記	<p>任期はどうなっていますか。</p>
税務町民課長	<p>委員の任期は平成20年8月17日から平成23年8月16日までの3年間で、委員長については1年間としています。</p>
遠藤委員長	<p>昨年からの体調不良により今年の3月28日から約1ヵ月入院しました。以来何かあったら大変だ、委員の皆さんへ迷惑をかけることになると思ってきました。課長より何もなければということでしたが、他の組織の役職も1つずつ降りて体への負担を減らしていこうと考えていたので、委員長の職も降りる気持ちでおりました。</p>
齋藤委員	<p>課長からも維持というお話が出ましたが、任期中は皆様の合意のもとで行っているわけなので、できれば任期期間であるもう1年お願いしたいと思います。</p>
佐藤委員	<p>遠藤委員長よりできるならお願いしたいと思います。</p>
樋渡書記	<p>そんなに心配されることもないと思います。引き続きお願いできないでしょうか。</p>
遠藤委員長	<p>委員長の任期である今年の8月で区切っていただければという条件であればお引き受けします。</p>
税務町民課長	<p>来期以降のものは決めていないので、本日決定したほうが良いと思います。それでは、齋藤委員より来期以降の委員長としてよろしくお願いしたいと思います。</p>
樋渡書記	<p>次に4の書記の任命についてお願いします。</p>
税務町民課長	<p>これについては、書面で対応すべきでありましたが、事務処理が遅れたため本日4月1日にさかのぼって任命します。なお、書記は総務課長があたります。</p>

樋渡書記	次に5の研修に入ります。説明よろしくお願ひします。
資産税係長	①平成22年度課税の状況等について (檜山資産税係長が資料に沿って説明)
佐藤委員	②土地に対する課税について (清原主任が資料に沿って説明)
資産税係長	ただいまの研修内容や疑問に思っていることなど、質問ございませんか。
資産税係長	22年度分の固定資産税も通知書が發送されましたが、どのような案件の問い合わせが多いか。
佐藤委員	「家、土地ともに異動ないのに税金が高くなったのはどうしてか。」
資産税係長	や、「土地を売買したのに課税されているのはどうしてか。」等です。
佐藤委員	原因としては、3年間の新築軽減措置がはずれて税額が増えた場合
資産税係長	や、売買しても登記が済んでいないため前の所有者に課税になったこと等があります。
佐藤委員	エコポイント住宅に関する申請については何かありますか。
資産税係長	町での受付はできないので申請先を伝えています。
佐藤委員	農地異動に対しては何かありますか。
資産税係長	農地に関しては農業委員会の会議資料等で把握しています。
資産税係長	通知書を發送して1ヵ月くらいは問合せが多いです。その中には異議申し立てのような案件はありませんが、こちらから説明をしてもなかなか理解をいただけない人もおります。
佐藤委員	こういった経済状況なので固定資産税の滞納についてはどうなっていますか。
資産税係長	滞納額等の数字的なものは納税係で把握しておりますが、滞納整理に関しては、ここ数年差押え等の措置をとる等して力を入れているようです。
佐藤委員	総合体育館の駐車場側に休耕田になっているところが多くみられますが、何か理由があるのでしょうか。
資産税係長	現在進めているスポーツ公園構想の利用予定地となっていることも関係があるかと思ひます。
齋藤委員	仕事上で年に何回かでてくるのですが、建物を取り壊したにも関わらず宅地になっているのはなぜか、同じように休耕田なのに未だに田で課税しているのはなぜかといった問い合わせがきます。こういった地目変更については、ひとまず役場へ行ってみてくださいということでお願いしておりますが、何もないから雑種地にできないのかと言われても簡単にはできないことですが、雑種地の説明をする時にすごくあいまいな部分があつてやりづらいことがあります。
資産税係長	雑種地については昨年度に一定の整理をしたところですが、評価については、周辺の状況や登記地目、利用状況等で判断して行つています。

資産税係長	他にないようであれば、6のその他に進みます。皆様から何かございますでしょうか。(委員より何もなし)
資産税係長	今後の委員会の開催について、審査の対象がなくても研修会として皆様から集まっていたきたいと考えておりますが、公私ともに多忙な皆様ですので如何でしょうか。
遠藤委員長	審査の対象がなくても固定資産に対する現況や状況がどうなっているのか聞きたい部分もあるので、会は開催すべきと思います。
遠藤委員長	他になければこれで固定資産評価審査委員会を閉会します。ご苦労さまでした。
※附記	委員会終了後、遠藤委員長が総務課において、樋渡書記に辞令を交付した。